

二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合
九、五〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、三五〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表四の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、二五〇円を、同表六の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは一、一五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に一、一〇〇円を、同表四の項の第一欄及び五の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額

に、

法第九十九条の三第四項第一号イの規定による審査のうち大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に普通自動車第二種免許に係るもので、これらの運転免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの	教習指導員審査手数料(大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に普通自動車第二種免許に係るもので、これらの運転免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの)	一 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されない者である場合 一三、三〇〇円 二 審査を受けようとする者が令第四十三条第三項の表の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれか又は全部を免除される者である場合 一三、三〇〇円から、同表一の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは四、八〇〇円を、同表二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、〇〇〇円を、同表七の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査を免除されるときは二、七五〇円を、同表一の項の第一欄及び二の項の第一欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除されるときはそれぞれの審査細目に係る減額のほか更に二、九五〇円をそれぞれ減じた額
三 大型自動車二輪車免許又は普通自動車二輪車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する大型自動車二輪車	三 大型自動車二輪車免許又は普通自動車二輪車免許に係る再試験であつて法第百条の二第二項に規定する大型自動車二輪車	

又は普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
三、〇〇〇円

を

又は普通自動二輪車の運転に必要な技能について行う試験を受けようとする者が当該試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合
三、五五〇円

に、

四	第四号に掲げる講習 講習一時間につき 二、四五〇円
五	第五号に掲げる講習 講習一時間につき 四、二〇〇円
六	第六号に掲げる講習 講習一時間につき 四、一〇〇円
七	第七号に掲げる講習 講習一時間につき 一、二〇〇円
八	第八号に掲げる講習 講習一時間につき 一、三五〇円
九	第八号の二に掲げる講習 講習一時間につき 三、四〇〇円
十	第九号に掲げる講習 講習一時間につき 七五〇円

四	第四号に掲げる講習で大型自動車免許又は中型自動車免許に係るもの 講習一時間につき 四、七〇〇円
五	第四号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、四五〇円
六	第五号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの 講習一時間につき 四、二〇〇円
七	第五号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 四、一〇〇円
八	第六号に掲げる講習 講習一時間につき 一、三五〇円
九	第七号に掲げる講習 講習一時間につき 三、一五〇円
十	第八号に掲げる講習 講習一時間につき 一、二〇〇円

十一	第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、一五〇円
十二	第十号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、八〇〇円
十三	第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、七〇〇円
十四	第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの 講習一時間につき 二、五五〇円
十五	第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の二に規定する優良運転者に対するもの 七〇〇円
十六	第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の三に規定する一般運転者に対するもの 一、〇五〇円
十七	第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の四に規定する違反運転者等(令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に限る。)に対するもの 一、〇五〇円
十八	第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表

を

十一	第九号に掲げる講習 講習一時間につき 七五〇円
十二	第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、一五〇円
十三	第十号に掲げる講習で大型自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、八〇〇円
十四	第十号に掲げる講習で普通自動車免許に係るもの 講習一時間につき 二、七〇〇円
十五	第十号に掲げる講習で原動機付自転車免許に係るもの 講習一時間につき 二、五五〇円
十六	第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の二に規定する優良運転者に対するもの 七〇〇円
十七	第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の三に規定する一般運転者に対するもの 一、〇五〇円
十八	第十一号に掲げる講習で法第九十二条の二第一項の表の備考一の四に規定する違反運転者等(令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に限る。)に対するもの

に改め、

同表に次のように加える。

探偵業の業務の適正化に関	法第四條第三項の規定による同条第一項の届出があったことを証する書面の交付	探偵業届出証明書 交付手数料	三、六〇〇円
--------------	--------------------------------------	-------------------	--------

十九 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの 講習一時間につき 二、〇五〇円	十九 第十一号に掲げる講習で法第九十二條の二第一項の表の備考一の4に規定する違反運転者等(令第三十三條の七第二項の基準に該当しない者を除く。)に対するもの 一、七〇〇円	二十 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対するもの 講習一時間につき 二、〇五〇円	二十一 第十二号に掲げる講習で小型特殊自動車免許のみを受けている者に対するもの 講習一時間につき 一、五〇〇円	二十二 第十三号に掲げる講習で道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第三十八條第十三項第二号の表第一号に掲げる講習方法に係るもの 九、四〇〇円	二十三 第十三号に掲げる講習で二十二に掲げるものの以外のもの 一三、四〇〇円
---	---	---	---	--	---

する法律 (平成十八年法律第六十号 以下この項において「法」という。)	法第四條第三項の規定による同条第二項の届出があったことを証する書面の交付	探偵業変更届出証明書交付手数料	一、五〇〇円
	法第四條第三項の規定による届出があったことを証する書面の再交付	探偵業届出証明書再交付手数料	一、〇〇〇円

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第四條 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「第十七條第二項」を「第十七條第二項第四号」に、「第六十三條第二項」を「第六十三條第二項第四号」に改め、同表中十七の項を三十三の項とし、八の項から十六の項までを十六項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

八 人工授精料	一回一八、四〇〇円以内で知事が定める額
九 採卵及び培養料	一回二八、五〇〇円以内で知事が定める額
十 胚移植料	一回五七、八〇〇円以内で知事が定める額
十一 補助孵化料	一回二二、四〇〇円以内で知事が定める額
十二 卵子又は受精卵処理料	一回三二、四〇〇円以内で知事が定める額
十三 融解胚移植料	一回九八、五〇〇円以内で知事が定める額
十四 顕微受精料	一回四九、六〇〇円以内で知事が定める額
十五 精液検査料	一回一二、三〇〇円以内で知事が定める額
十六 精子、卵子又は受精卵機能検査料	一回九、五〇〇円以内で知事が定める額
十七 精果精子回収料	一回六一、五〇〇円以内で知事が定める額
十八 精果上体精子回収料	一回一八、二〇〇円以内で知事が定める額
十九 精子精密処理料	一回四、八〇〇円以内で知事が定める額
二十 卵子又は胚凍結保存料	一回三七、五〇〇円以内で知事が定める額

二十一 卵子又は胚融解料	一回一八、三〇〇円以内で知事が定める額
二十二 精子凍結保存料	一回三七、二〇〇円以内で知事が定める額
二十三 精子融解料	一回四、〇〇〇円以内で知事が定める額

別表備考三中「八の項」を「二十四の項」に改める。

（広島県立産業会館設置及び管理条例の一部改正）

第五条 広島県立産業会館設置及び管理条例（昭和四十五年広島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

「備考 展示室、事務室及びステージの利用料金については、指定管理者がこの表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室又は一ステージごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」

「備考

一 展示室、事務室及びステージの利用料金については、指定管理者がこの表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室又は一ステージごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二 この表の区分における時間以外の時間において展示室、事務室及びステー

ジを利用する場合の利用料金については、指定管理者が一平方メートルにつき一時間までごとに十五円から二十九円までの範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室又は一ステージごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「備考 展示室、控室及び商談室の利用料金については、指定管理者がこの表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」

「備考

一 展示室、控室及び商談室の利用料金については、指定管理者がこの表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二 この表の区分における時間以外の時間において展示室、控室及び商談室を利用する場合の利用料金については、指定管理者が一平方メートルにつき一時間までごとに十七円から三十三円までの範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」

「備考

一 展示室、会議室、研修室、控室及び倉庫の利用料金については、指定管理者がこの表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二 スポーツ・レクリエーション等を利用する場合とは、アマチュアスポーツに利用する場合（入場料その他これに類する料金を徴収する場合及び興行等のために利用する場合を除く。）をいう。

「備考

一 展示室、会議室、研修室、控室及び倉庫の利用料金については、指定管理者がこの表に定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

二 この表の区分における時間以外の時間において大展示室を展示会、見本市等に利用する場合の利用料金については、指定管理者が一平方メートルにつき一時間までごとに十八円から三十六円までの範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合に

において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

三 この表の区分における時間以外の時間において小展示室を利用する場合の利用料金については、指定管理者が一平方メートルにつき一時間までごとに二十二円から四十二円までの範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

四 この表の区分における時間以外の時間において会議室及び研修室を利用する場合の利用料金については、指定管理者が一平方メートルにつき一時間までごとに二十六円から五十円までの範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

五 この表の区分における時間以外の時間において控室及び倉庫を利用する場合の利用料金については、指定管理者が一平方メートルにつき一時間までごとに十八円から三十六円までの範囲内で知事の承認を受けて定める額により、一室ごとに算定して得た額によるものとする。この場合において、算定額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

六 スポーツ・レクリエーション等を利用する場合とは、アマチュアスポーツに利用する場合（入場料その他これに類する料金を徴収する場合及び興行等のために利用する場合を除く。）をいう。

改める。

（広島県道路占用料徴収条例の一部改正）

第六条 広島県道路占用料徴収条例（昭和二十八年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項及び第四条第一項各号中「同意を得た」を「同意した」に改める。

別表中

「その他のもの

Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
----------------	----------------

を

その他のもの

令第七条第八号に掲げる器具

「令第七条第八号に掲げる器具及び第九号に掲げる施設

に改め、同表備考七中「第七条第八号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所」を「第七条第九号及び第十号に掲げる施設」に改める。

給油所又は自動車修理所」を「第七条第九号及び第十号に掲げる施設」に改める。

（県立学校の授業料等に関する条例の一部改正）

第七条 県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び方法」を削り、同条第一号及び第二号中「広島県収入証紙により」を削り、同条第五号及び第六号中「広島県収入証紙により」を削り、同条に次の一項を加える。

2 授業料等の納付方法は、知事が定める。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、第三条第一項第四号ロの規定により授業料を徴収した後、月に月の全日数にわたり留学し、若しくは休学した場合又は退学により月の全日数にわたり在学しなかった場合その他知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表高等学校の授業料の項中「九、六〇〇」を「九、九〇〇」に、「一、三〇〇」を「一、五〇〇」に、「一、八六〇」を「二、〇一〇」に、「九三〇」を「一、〇一〇」に、「四九〇」を「五三〇」に、「一〇、〇〇〇」を「一〇、三〇〇」に改め、同部受講料の項中「二七〇」を「二九〇」に改め、同部聴講料の項中「一、三八〇」を「一、五〇〇」に、「二七〇」を「二九〇」に改める。

附則

（施行期日）

Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
Aに〇・〇一八を乗じて得た額	

に、

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定及び第三条中広島県警察関係手数料条例別表に探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号。以下この項において「法」という。）の項を加える改正規定 平成十九年六月一日

三 第三条中広島県警察関係手数料条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項の改正規定及び附則第三項の規定 平成十九年六月二日

四 第一条中広島県手数料条例別表建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。）の項の改正規定 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第九十二号）附則第一条本文に規定する政令で定める日

（経過措置）

2 第二条の規定による改正後の広島県手数料条例別表介護保険法（以下この項において「法」という。）の項に規定する介護員養成研修指定申請手数料については、平成十九年八月一日以後に開始する介護員養成研修の指定から適用する。

3 道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第十四条に規定する者に対する第三条の規定による改正後の広島県警察関係手数料条例（以下この項において「新警察関係手数料条例」という。）の規定の適用については、新警察関係手数料条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項中「普通自動車免許に係る再試験」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許に係る再試験」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）第四条の規定による改正前の道路交通法による普通自動車又は普通自動車」と、「第十号に掲げる講習で普通自動車免許」とあるのは「第十号に掲げる講習で中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

4 この条例の施行の際現に県立高等学校に在学する者でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に入学し、転学し、又は編入学した者に係る授業料の額は、第

七条の規定による改正後の県立学校の授業料等に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日以後において、県立高等学校に転学し、転籍し、又は編入学した者に係る授業料の額は、当該者の属する学年の在學生に係る額と同額とする。

政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十四号

政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための広島県議会議員及び広島県知事の資産等の公開に関する条例（平成七年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号を削り、同項第六号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十五号

広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

広島県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年広島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 第二項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一項第一号の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用する場合及び同法第三十条の七第五項第一号

の規定により他の都道府県知事(同法第三十条の十一項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関)から当該役員に係る本人確認情報の提供を受ける場合は、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第五条 法第四十四条の二に規定する手続等について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十六号

広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例

広島県国民保護対策本部及び広島県緊急対処事態対策本部条例(平成十七年広島県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十七号

広島県感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

広島県感染症診査協議会条例(平成十一年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第五項」を「第二十四条第六項」に改める。

第二条の表中「広島県広島地域保健所」の下に「広島県呉地域保健所」を加え、同表広島県呉地域保健所の項を削る。

第三条第一項中「六人以上」を「十人以上」に改め、同条第二項を削る。

第六条第四項中「感染症」の下に「(法第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症、同条第四項に規定する三類感染症及び同条第七項に規定する指定感染症(法第七条第一項の規定により政令で定めるところにより準用される法第二十四条第三項第一号の規定により審議し、及び同項第二号の規定により意見を述べることとされるものに限る。))をいう。次条において同じ。」を加える。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

(部会)

第七条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該部会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を所掌させるものとする。

一 感染症部会 感染症(結核を除く。)に関する事項

二 結核部会 結核に関する事項

2 部会は、委員三人以上で構成する。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。この場合において、その過半数は医師のうちから指名しなければならない。

4 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

5 前二条の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「法第六条第二項」とあるのは「感染症部会」にあっては法第六条第二項と、「二類感染症」とあるのは

は「二類感染症(結核を除く。)」と、「をいう。次条において同じ」とあるのは「を、結核部会にあっては結核をいう」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(結核診査協議会条例の廃止)

2 結核診査協議会条例(昭和二十六年広島県条例第四十四号)は、廃止する。

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県条例第十八号

理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例

(理容師法施行条例の一部改正)

第一条 理容師法施行条例(平成十二年広島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。

第四条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 理容所は、隔壁等により区画すること。

第四条に次の一項を加える。

2 特別の事情がある場合であつて、かつ、衛生上支障がないと知事が認める場合は、前項第四号に規定する洗髪のための洗場を設けないことができる。

(美容師法施行条例の一部改正)

第二条 美容師法施行条例(平成十二年広島県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 作業場には、手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。

第四条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 美容所は、隔壁等により区画すること。

第四条に次の一項を加える。

2 特別の事情がある場合であつて、かつ、衛生上支障がないと知事が認める場合は、前項第四号に規定する洗髪のための洗場を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年五月一日から施行する。

(理容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行前に理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の二の規定により確認を受けた理容所の構造設備については、第一条による改正後の理容師法施行条例第四条の規定は適用せず、第一条による改正前の理容師法施行条例第四条の規定は、なおその効力を有する。

(美容師法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の規定により確認を受けた美容所の構造設備については、第二条による改正後の美容師法施行条例第四条の規定は適用せず、第二条による改正前の美容師法施行条例第四条の規定は、なおその効力を有する。

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県条例第十九号

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例及び広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部を改正する条例

（広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正）

第一条 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例（昭和五十三年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

題名中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第一条中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第三条の表一の項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同表四の項を次のように改める。

四 あけぼの	障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号） 第五条第十二項に規定する障害者支援施設として、 障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練又は就労移行支援を行うこと。
--------	---

第九条第一項中「肢体不自由者更生施設あけぼの」を「あけぼの」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 指定管理者は、特別の事由により必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、前条の規定による利用料金のうち、入院料につき、別に一万二千九百五十円以内を利用料金として加算することができる。

第十条中「別表第一又は別表第二の」を削る。

第十一条中「第九条」の下に「及び第九条の二」を加える。

別表第一中「、第十条」を削り、「肢体不自由者更生施設あけぼの」を「あけぼの」に改め、同表四の項中「（指定旧法施設支援に係るものを除く。）」を削り、同表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考4を削り、同表備考5を同表備考4とする。

別表第二中「、第十条」を削り、

利用できる施設	単位	区分	利用料金の範囲
アリーナ、プール、 トレーニング室、卓球室	一日	小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒 右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上の者	一七〇円から 三三〇円まで 三五〇円から 六五〇円まで

利用できる施設	区分	単位	利用料金の範囲
アリーナ、プール、 トレーニング室、卓球室	小学校児童、中学校生徒 及び高等学校生徒	一回券 一回券 一回券	一七〇円から 三三〇円まで 一、七〇〇円から 三、三〇〇円まで
	右に掲げる者以外の者であつて満一五歳以上の者	一回券 一回券	三五〇円から 六五〇円まで 三、五〇〇円から 六、五〇〇円まで

改め、同表備考中「十三時」を「十二時」に、「十八時」を「十七時」に改める。

（広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例の一部改正）

第二条 広島県立心身障害者コロニー設置及び管理条例（昭和五十六年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「心身障害者コロニー」を「障害者療育支援センター」に改める。

第一条中「知的障害者」を「障害者」に、「心身障害者コロニー（以下「コロニー」を「障害者療育支援センター（以下「療育支援センター」に改める。

第二条中「コロニー」を「療育支援センター」に改める。

第三条第一項中「コロニー」を「療育支援センター」に改め、同項第一号中「知的障害者更生施設松陽寮」を「松陽寮」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「コロニー」を「療育支援センター」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十二項に規定する障害者支援施設として、障害者に対して、施設入所支援を行うとともに、生活介護又

は自立訓練を行うこと。

第三条第二項第三号中「知的障害者」を「障害者」に改め、同項第四号中「コロニー」を「療育支援センター」に改める。

第四条から第六条までの規定中「コロニー」を「療育支援センター」に改める。

第七条第一項中「知的障害者更生施設松陽寮」を「松陽寮」に改め、同条第二項中「知的障害者」を「障害者」に改める。

第九条、第十二条、第十三条及び第十五条中「コロニー」を「療育支援センター」に改める。

別表第一中「知的障害者更生施設松陽寮」を「松陽寮」に改め、同表三の項中「(指定旧法施設支援に係るものを除く。)」及び「(平成十七年法律第百二十三号)」を削り、同表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から九の項までを一項ずつ繰り上げ、同表備考四を削り、同表備考五を同表備考四とする。

別表第二宿泊施設の項中「コロニー」を「療育支援センター」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県条例第二十号

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

広島県立高等学校等設置条例(昭和三十九年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一広島県立三和高等学校 一世羅郡世羅町 一」及び

「二広島県立尾道工業高等学校 一尾道市向島町 一」を削る。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県条例第二十一号

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県縮景園設置及び管理条例及び広島県立美術館条例の一部を改正する条例

(広島県縮景園設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県縮景園設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号中「庭園」を「名勝庭園」に改め、「園内施設」の下に「(明月亭及び清風館をいう。以下同じ。)」を加え、「入園者用駐車場」を「駐車場(以下「施設等」という。)」に改める。

第四条第二項中「園務」を「前条各号に掲げる業務のうち、知事が別に定めるもの」に改める。

第七条中「内部組織その他管理」を「管理及び運営」に改め、同条を第二十条とする。第六条を削る。

第五条第一号中「施設及び設備」を「施設等及び附属設備」に改め、同条中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 他人に迷惑を掛ける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしないこと。

五 所定の場所以外の場所で喫煙し、又は飲食しないこと。

六 指定管理者の指示に従うこと。

第五条を第十五条とし、同条の次に次の四条を加える。

(禁止行為)

第十六条 縮景園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 寄附の募集

二 爆発物その他危険物等の持込み